

令和8年度 ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金・住宅支援資金 貸付のご案内



長野県社会福祉事業団
マスコットキャラクター
ワトワくん

就職に有利な資格の取得を目指す方

自立に向けて意欲的に取り組む方

長野県社会福祉事業団では、長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度の実施主体として、高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付希望者を募集しています。

目 次

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業	
入学準備金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
就職準備金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
貸付契約の解除及び返還について・・・・・・・・	5
○ 住宅支援資金貸付事業	
住宅支援資金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	6
住宅支援資金の申し込みについて・・・・・・・・	7
貸付契約の解除及び返還について・・・・・・・・	8
○ 申請及び届出の提出書類・・・・・・・・	9
○ 問合せ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・	10
○ 貸付に関するQ&A・・・・・・・・	11
○ 長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程・・・・・・・・	14

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業

< 入学準備金の概要 >

区 分	内 容
貸付対象者	<p>次の全ての要件を満たす方が貸付の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に養成機関に入学した方で、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。 ・養成機関を修了して資格を取得し、資格を取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。 <p>※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合、入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時においては改めて貸付を行うことはできません。</p>
貸 付 額	500,000円 以内 (1人1回限り)
返 還 免 除	<p>養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。</p> <p>※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。</p>
利 子	<ul style="list-style-type: none"> ・返還債務の履行猶予中は無利子 <p>※返還債務の履行猶予期間が過ぎた場合の利率は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人を立てている場合・・・年3% ・保証人を立てていない場合・・・年4%

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

＜ 就職準備金の概要 ＞

区 分	内 容
貸付対象者	<p>次の全ての要件を満たす方が貸付の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度から令和8年度までに養成機関を修了し資格を取得した方で、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。 ・ 資格を取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。 <p>※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合、就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において貸付を行います。</p>
貸 付 額	200,000円 以内 （1人1回限り）
返 還 免 除	<p>養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。</p> <p>※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。</p>
利 子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還債務の履行猶予中は無利子 <p>※返還債務の履行猶予期間が過ぎた場合の利率は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人を立てている場合・・・年3% ・ 保証人を立てていない場合・・・年4%

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

<高等職業訓練促進資金の申込みについて>

【申込方法】

高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）貸付の申込みは、住所地を所轄する福祉事務所に提出していただきます。

なお、この貸付事業の入学準備金と、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金の併給はできませんが、いずれも就職準備金は併給可能です。

【申込時の提出書類】

1 訓練促進資金貸付申請書（様式第1-1号）

- ① 貸付希望種別の入学準備金もしくは就職準備金を○で選択してください。
- ② 給付金受給欄には高等職業訓練促進給付金受給の有無を○で選択してください。
- ③ 希望される入学準備金または就職準備金の希望額を記載してください。
- ④ 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。

2 添付書類

(1) 入学準備金

- ① 高等職業訓練促進給付金支給決定者
 - ・ 福祉事務所長意見書（様式第1-1号及び、1-2号添付書類）
 - ・ 支給決定通知書の写し
- ② 高等職業訓練促進給付金支給決定前
 - ・ 福祉事務所長意見書（様式第1-1号及び、1-2号添付書類）
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本（または抄本）」
 - ・ 世帯全員の「住民票」
 - ・ 「児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）」または前年（1～7月に申請する場合は前々年）の所得額が分かる「市町村長の証明書」
 - ・ 養成機関の長が証明する「合格証明書」
 - ・ 申請者及び同居する親族の前年（1～7月に申請する場合は前々年）の「市町村民税の納税証明書または所得証明書」

(2) 就職準備金

- ① 修了支援給付金支給者
 - ・ 福祉事務所長意見書（様式第1-1号及び、1-2号添付書類）
 - ・ 支給決定通知書の写し
 - ・ 資格取得証明書
- ② 修了支援給付金支給非該当者
 - ・ 福祉事務所長意見書（様式第1-1号及び、1-2号添付書類）
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本（または抄本）」

- ・ 世帯全員の「住民票」
- ・ 「児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）」または前年（1～7月に申請する場合は前々年）の所得額が分かる「市町村長の証明書」
- ・ 養成機関の長が証明する「カリキュラムの修了証明書の写し」
- ・ 申請者及び同居する親族の前年（1～7月に申請する場合は前々年）の「市町村民税の納税証明書または所得証明書」
- ・ 資格取得証明書

【募集期間】

令和8年度分

令和8年4月1日～30日（必着）

※年度の途中で貸付対象となった方の申請も随時募集しております。詳細はお問合せください。

【貸付の決定時期】

令和8年度分

選考委員会において審査のうえ、令和8年5月下旬頃に最終決定となります。結果については申請された方に直接通知します。

※年度途中の申請者については、選考委員会において審査のうえ、随時最終決定となります。

【決定後の提出書類】

1 訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書（様式第4号）

※ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込口座番号について、ゆうちょ銀行へ確認をしてください。

※支店名の記載がない場合振込を行うことができませんので、必ず記載をお願いします。

2 保証人届（様式第5号）

- (1) 1名の方を保証人に選任することができます。
- (2) 貸付を受ける方（以下「被貸付者」という。）が未成年者の場合、保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）としてください。
- (3) 保証人は、「保証人届」（様式第5号）及び「訓練促進資金等借用証書」（様式第6号）に押印した印鑑登録証明書を添付してください。
- (4) 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担していただきます。
※ 保証人を立てない場合も貸付が可能ですが、その場合、返還の債務の履行猶予期間経過後は、利率年4%の利子が付きます。

【貸付方法】

決定後の提出書類の確認後、全額振込みます。

○貸付契約の解除及び返還について

【貸付契約の解除】

被貸付者が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、契約を解除します。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため養成機関の過程を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) その他貸付規程に違反したとき。

【貸付金額の返還】

1 被貸付者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、入学準備金は2年以内に、就職準備金は1年以内に、貸付を受けた金額の全額または長野県社会福祉事業団理事長（以下「理事長」という。）が定める金額を返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 被貸付者が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に長野県内で取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しなかったとき。
- (3) 被貸付者が返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。（ただし、裁量免除の規定あり）

2 訓練促進資金を返還する方は、その事由が発生した日から14日以内に「訓練促進資金等返還届」（様式第8号）を提出してください。

3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利子を徴収します。（※但し、保証人を立てない場合は4%の延滞利子を徴収します。）

○住宅支援資金貸付事業

< 住宅支援資金の概要 >

区 分	内 容
貸付対象者	原則として児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方で、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている方
貸付額	入居している住宅の家賃の実費(上限70,000円)
貸付期間	12ヶ月以内
返還免除	現に就業をしていない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、または、現に就業をしている方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。 ※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	無利子

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

<住宅支援資金の申込みについて>

【申込方法】

住宅支援資金貸付の申込みは、住所地を所轄する福祉事務所に提出していただきます。

【申込時の提出書類】

1 住宅支援資金貸付申請書（様式第1-2号）

- ① 希望される住宅支援資金の希望期間及び金額を記載してください。
- ② 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。

2 添付書類

- ・ プログラムの写し
- ・ 福祉事務所長意見書（様式第1-1号及び、1-2号添付書類）
- ・ 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本（または抄本）」
- ・ 世帯全員の「住民票」
- ・ 「児童扶養手当証書の写し」（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または、申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者（該当する者がいる場合に限る。）の前年（1～7月に申請する場合は前々年）の所得額が分かる「市町村長の証明書」
- ・ 家賃額が分かるもの（契約書等の写し）

【募集期間】

随時募集 ※ただし、予算に限りがございます。

【貸付の決定時期】

提出書類を確認後、選考委員会において審査のうえ、随時決定となります。
結果については申請された方に直接通知します。

【決定後の提出書類】

1 訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書（様式第4号）

※ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込口座番号について、ゆうちょ銀行へ確認をしてください。

※支店名の記載がない場合振込を行うことができませんので、必ず記載をお願いします。

2 保証人届（様式第5号）

- (1) 1名の方を保証人に選任することができます。
- (2) 貸付を受ける方（以下「被貸付者」という。）が未成年者の場合、保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）としてください。
- (3) 保証人は、「保証人届」（様式第5号）及び「訓練促進資金等借用証書」（様式第6号）に押印した印鑑登録証明書を添付してください。
- (4) 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担していただきます。
※保証人を立てない場合も貸付が可能です。

【貸付方法】

決定後の提出書類の確認後、四半期等の方法で振り込みます。

○貸付契約の解除及び返還について

【貸付契約の解除】

被貸付者が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、契約を解除します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) その他貸付規程に違反したとき。

【貸付金額の返還】

1 被貸付者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年以内に、貸付を受けた金額の全額または長野県社会福祉事業団理事長（以下「理事長」という。）が定める金額を返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。（ただし、裁量免除の規定あり）

2 住宅支援資金を返還する方は、その事由が発生した日から14日以内に「訓練促進資金等返還届」（様式第8号）を提出してください。

3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利子を徴収します。（但し、保証人を立てない場合は4%の延滞利子を徴収します。）

○申請及び届出の提出書類

- 1 訓練促進資金等返還免除申請書（様式第7号）
被貸付者が、返還免除を受けようとする場合に提出してください。
- 2 訓練促進資金等返還猶予申請書（様式第9号）
被貸付者が次のいずれかに該当する場合には、提出してください。
 - (1) 訓練促進資金
 - ・訓練促進資金の貸付契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - ・当該養成機関を卒業後、更に他種の養成機関において修学しているとき。
 - ・返還免除対象業務に従事しているとき。
 - ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（産前産後休業、育児休業、介護休業期間等）により、返還免除対象業務に従事できないとき。
 - (2) 住宅支援資金
 - ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（産前産後休業、育児休業、介護休業期間等）があるとき。
- 3 異動届（様式第10号）
被貸付者または保証人は、本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なく届け出てください。
- 4 保証人変更届（様式第11号）
被貸付者は、保証人が死亡もしくはその他の事情により保証人の資格を失い、または理事長が不適当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の保証人を立て、印鑑登録証明書を添付して届け出てください。
- 5 訓練促進資金返還免除対象業務従事届（様式第12号）
入学準備金の被貸付者は、養成機関を卒業した日の属する年から、返還免除対象業務に従事しているときは毎年4月30日現在の状況を5月10日までに、また、「未就業者現況届」に該当する者が県内において返還免除対象業務に従事することとなったときには、届け出てください。
就職準備金の被貸付者は、就業を開始した日から30日以内に届け出てください。
※返還免除となるまでの間、毎年届け出てください。
- 6 訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届（様式第13号）
訓練促進資金の被貸付者が、県内で返還免除対象業務に従事していない場合は、4月30日現在の状況を5月10日までに届け出てください。

7 訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書（様式第 14 号）

訓練促進資金の被貸付者が就業先を変更したときは、「異動届」ならびに新たな就業先の「訓練促進資金返還免除対象業務従事届」及び前職に係る「訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書」を届け出てください。

8 就業状況報告書（様式第 15 号）

住宅支援資金の被貸付者は、就業または転職をした日から 30 日以内に届け出てください。

9 その他、詳細については、「長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程」をご覧ください。

※各種書類のダウンロード

各種書類はホームページよりダウンロードできます。

https://nagano-swc.com/kashitsuke/6052/#ka_001_04



○問合せ先及び各種書類の提出先

住 所 〒381-0034
長野市大字高田364番地1
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 担当者 宛

電 話 026-228-0337
受付時間 平日 9:00~12:00
13:00~17:00

F A X 026-228-0310
ホームページ <https://nagano-swc.com/>
E メール shikin@nagano-swc.com



○貸付に関する Q&A

【貸付申請に関すること】

Q1. 申請する際、直接事業団に申請書を送っても良いですか。

A1. 必ず住所地を所轄する福祉事務所に提出してください。

Q2. 高等職業訓練促進資金はどのような人が貸付対象となるのですか。

A2. 本貸付事業は高等職業訓練促進給付金の支給を受ける人を対象としています。なお、申請時に給付の対象となっても養成機関在学中に高等職業訓練促進給付金の支給対象外になった場合は全額返還となります。

Q3. 申請時に添付する所得の分かる書類は、源泉徴収票でも良いのですか。

A3. 源泉徴収票では受付できません。必ず市町村が発行する、最新の「所得・課税・扶養証明書」を添付してください。

Q4. 住民票は同居している家族全員分のものが必要ですか。

A4. 必要です。個人番号が記載されていない住民票の原本を添付してください。

Q5. 「入学準備金・就職準備金・住宅支援金」は返さなくても良いのですか。

A5. 貸付制度（借りるもの）ですので、原則返還が必要になります。ただし、返還免除の要件を満たした場合は借り受けた資金の返還が免除されます。

（返還免除の要件を満たさなかった場合は全額返還していただきます。）

Q6. 貸付申請をすれば必ず貸付が受けられますか。

A6. 必ず全員が貸付を受けられるとは限りません。選考会において審査を行い、貸付者を決定します。

Q7. 貸付金はどのように入金されますか。

A7. 入学準備金・就職準備金は一括で入金します。住宅支援資金は3ヶ月ごとにまとめて入金します。

Q8. 病気等により休職することになりました。どんな手続きが必要ですか。

A8. 返還猶予期間中に休職となった場合は、診断書等の理由を証明できる書類と様式第9号返還猶予申請書（休職に伴う）を改めて提出してください。

Q9. 貸付番号が分からなくなってしまいました。

A9. 当事業団へお問い合わせください。受付時間は平日の9：00～12：00 13：00～17：00です。なお、貸付番号は返還免除または完済まで使用します。メモを取るなどして、大切に保管してください。

Q10. 提出する書類をなくしてしまいました。

A10. 当事業団のホームページから必要な様式をダウンロード、印刷してご使用ください。

Q11. 退職して、次の就職先を探しています。返還になりますか。

A11. 月2回以上の求職活動記録（ハローワークの活動記録等）と「様式第9号 訓練促進資金等返還猶予申請書」をご提出いただくことで、3ヶ月以内の返還猶予申請をすることが出来ます。ただし、次の従事先が返還免除対象業務でなければ全額返還となります。

なお、退職前の職場にいつまで在籍していたかの証明が必要ですので、必ず退職する前に職場で「様式第14号 訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書」、住宅支援金の借受者は「様式第15号 就業状況報告書」を発行してもらってください。

Q12. 結婚して、名前や住所が変わりました。何か手続きは必要ですか。

A12. 「様式第10号 異動届」及び異動を証明する書類をご提出ください。

※異動を証明する書類は住民票や変更後の免許証のコピー（両面）など公的な書類を添付してください。

※職場が変わった場合も異動届を提出してください。

【入学準備金・就職準備金】

Q13. 返還免除になるためには一定期間働かなければならないということですが、全期間同一の施設でなければいけないのですか（転職してはいけないのですか）。

A13. あらたに返還免除対象業務に就く場合は、転職していただいて構いません。転職される場合は「様式第12号業務従事届」の他、「様式第10号 異動届」および「様式第14号 業務従事期間証明書」（転職前の職場の証明）を必ずご提出ください。ただし、返還免除の要件を満たさなかった場合には全額返還となります。

Q14. 働き始めて5年目に返還免除申請書を提出すれば、全額返還免除になりますか。

A14. 丸5年間従事する必要があるため、返還免除申請書の提出は6年目に入ってからになります。「様式第7号 訓練促進資金等返還免除申請書」および「様式第12号 訓練促進資金返還免除対象業務従事届」を該当年度の5月10日までに提出してください。

【住宅支援資金】

Q15. 転職してはいけないのですか。

A15. 転職していただいて構いません。転職される場合は「様式第10号 異動届」及び、「様式第15号 就業状況報告書」をご提出下さい。なお、免除申請時に転職後、もしくは収入が増加してから1年分の給与明細の写しの提出が必要になります。

Q16. 働き始めて1年目に返還免除申請書を提出すれば、全額返還免除になりますか。

A16. 丸1年間従事する必要があるため、返還免除申請書の提出は2年目に入ってからになります。「様式第7号 訓練促進資金等返還免除申請書」、「様式第15号 就業状況報告書」、転職後、もしくは収入が増加してから1年分の給与明細の写しを添付して該当年度の5月10日までに提出してください。

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程

〔沿革〕 28.9.8 制定 30.6.12 改正 2.5.28 改正 3.8.19 改正 6.8.29 改正
7.7.15 改正

(目的)

第1条 この規程は、長野県（郡市福祉事務所）が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 訓練促進資金の貸付の対象となる者（以下「訓練促進資金貸付対象者」という。）は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金貸付けの対象となる者（以下「住宅支援資金貸付対象者」という。）は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む)であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という。)の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

(貸付の種類及び貸付額)

第3条 訓練促進資金及び住宅支援資金の種類及び貸付額は以下のとおりとする。

(1) 訓練促進資金

訓練促進資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とし、貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000円以内とする。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時においては改めて貸付を行わない。

イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において貸付を行う。

(2) 住宅支援資金

プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住宅の家賃支援として、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）を12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

(選考)

第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金貸付対象者の選考については、選考委員会を設置し、これを行うものとする。

2 選考委員会の構成及び選考基準については、別に定めるものとする。

(貸付の申請)

第5条 訓練促進資金貸付対象者は、訓練促進資金貸付申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添え、入学準備金にあつては、原則、養成機関で修業を開始した日から1か月以内に、就職準備金にあつては、原則、養成機関を修了し、資格を取得した日から1か月以内に、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。

(1) 入学準備金の貸付対象者

ア 訓練促進給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し及び福祉事務所長の意見書

イ 訓練促進給付金支給決定前の者が申請する場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「合格証明書」、申請者及び同居する親族の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」及び福祉事務所長の意見書

(2) 就職準備金の貸付対象者

ア 修了支援給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し、資格取得証明書及び福祉事務所長の意見書

イ 修了支援給付金支給非該当者の場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「カリキュラムの修了証明書の写し」、申請者及び同居する親族の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」、資格取得証明書及び福祉事務所長の意見書

2 住宅支援資金貸付対象者は、住宅支援資金貸付申請書(様式第1-2号)に次に掲げる書類を添え、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。

(1) プログラムの写し

(2) 福祉事務所長の意見書

(3) 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」

(4) 世帯全員の「住民票」

(5) 「児童扶養手当証書の写し」(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者(該当する者がいる場合に限る。)の前年(1月～7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」

(6) 家賃額が分かるもの(契約書等)

(貸付の決定等)

第6条 長野県社会福祉事業団理事長(以下「理事長」という。)は、第5条に規定する訓練促進資金貸付申請書及び住宅支援資金貸付申請書を受理したときは、第4条の規定による選考を行った上、予算の範囲内で貸付を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、訓練促進資金等貸付決定通知書（様式第2号）又は訓練促進資金等貸付不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書（様式第4号）（以下「振込依頼届」という。）を理事長に提出しなければならない。

（利子）

第7条 貸付する訓練促進資金の利子は、保証人を立てる場合無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

- 2 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

（保証人）

第8条 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定者は、保証人を立てることができる。ただし、貸付を受けようとする者が未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

- 2 第7条に定める保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は第16条の規定による延滞利子を包含するものとする。
- 3 保証人を立てる場合は、第6条第3項の届出とともに、保証人届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第9条 理事長は、第6条第3項の規定による振込依頼届に記載された金融機関に、同届の確認後理事長が適当と認めた日に全額を、振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

（貸付契約の解除）

第10条 理事長は、貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が次のいずれかに該当するに至ったと認めるとき、又は、被貸付者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(1) 訓練促進資金

- ア 養成機関を退学したとき。
- イ 心身の故障のため養成機関の課程を継続する見込みがなくなったとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になったとき。
- エ 死亡したとき。
- オ 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- カ その他この貸付規程に違反したとき。

(2) 住宅支援資金

- ア 死亡したとき。
- イ 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ その他この貸付規程に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の契約を解除したときは、被貸付者に対して通知するものとする。

(借用証書の提出)

第 11 条 被貸付者は、貸付を受けた日から 14 日以内に、訓練促進資金等借用証書（様式第 6 号）を、理事長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第 12 条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとする。

(1) 訓練促進資金

ア 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に就職し、長野県内で取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、5 年間引き続き業務に従事したとき。ただし、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には算入しないものとする。

イ 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

ウ 被貸付者が准看護師養成機関を修了し、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する者であった場合、看護師の養成機関の終了後にアの規定を適用する。

(2) 住宅支援資金

ア 現に就業をしていない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続したとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなすが、当該就業期間には算入しないものとする。

イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還免除を受けようとする者は、訓練促進資金等返還免除申請書（様式第 7 号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定した旨を通知するものとする。

(返還)

第 13 条 被貸付者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた金額の全額又は理事長が定める金額を入学準備金及び住宅支援資金は 2 年以内に、就職準備金は 1 年以内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

(1) 訓練促進資金

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 被貸付者が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に返還免除対象業務に従事しなかったとき。

ウ 被貸付者が、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(2) 住宅支援資金

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 貸付終了後1年が経過したとき。

ウ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項の規定により訓練促進資金を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、訓練促進資金等返還届（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

3 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 理事長は、訓練促進資金の被貸付者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を当然猶予するものとする。

(1) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

(2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 理事長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに

該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第12の(1)規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3 理事長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第12条の(2)に定める就業期間中であるとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

4 前2項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、訓練促進資金等返還猶予申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。

6 理事長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項及び第2項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務の一部又は全部を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 訓練促進資金

- ア 死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- イ 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- ウ 返還免除対象業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

(2) 住宅支援資金

- ア 死亡、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部
- イ 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第 16 条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出の義務)

第 17 条 被貸付者又は保証人は、訓練促進資金又は住宅支援資金返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届（様式第 10 号）により理事長に届け出なければならない。

2 保証人を立てた被貸付者は、保証人が死亡若しくはその他の事由により保証人の資格を失い、又は理事長が不相当と認めてその変更を求め、別の保証人を立てる場合は、保証人変更届（様式第 11 号）により理事長に届け出なければならない。

第 18 条 被貸付者（第 14 条の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。）は、入学準備金の被貸付者については養成機関を卒業した日の属する年の 4 月 30 日現在の就業の状況について同年 5 月 10 日までに、就職準備金の被貸付者は就業を開始した日から 30 日以内に、住宅支援資金の被貸付者は就業又は転職をした日から 30 日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 訓練促進資金

- ア 県内において返還免除対象業務に従事している者であるとき
訓練促進資金返還免除対象業務従事届（様式第 12 号）
- イ 前号に該当する者以外の者であるとき

訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届（様式第 13 号）

ただし、県内において返還免除対象業務に従事することとなったときは、速やかに前項アに規定する訓練促進資金返還免除業務従事届を理事長に届け出なければならない。

(2) 住宅支援資金

就業状況報告書（様式第 15 号）

- 2 入学準備金の被貸付者が養成機関を卒業した日及び就職準備金の被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において返還免除対象業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年 4 月 30 日現在の就業の状況について、その年の 5 月 10 日までに第 1 項第 1 号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 3 入学準備金又は就職準備金の被貸付者が業務従事先を変更したときは、第 17 条第 1 項の規定による異動届並びに前項の規定による訓練促進資金返還免除対象業務従事届及び前職に係る訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書（様式第 14 号）を理事長に提出しなければならない。

(実施細目)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 8 日に制定し平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 8 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 29 日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。